

運営規程

社会福祉法人 八王子心成会
介護付有料老人ホーム 登芙喜心成苑

有料老人ホーム登芙喜心成苑運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人八王子心成会が開設する有料老人ホーム登芙喜心成苑（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「職員」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当って、事業所の職員は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当って、事業所の職員は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（入居定員及び居室数）

第3条 施設の入居定員 67名 入居室数 67室

ただし、空床が発生した場合は、短期利用入居者生活介護の利用ができるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名 称 介護付有料老人ホーム 登芙喜心成苑

②所在地 東京都八王子市戸吹町 1495 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする

①管理責任者 常勤 1名

管理責任者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者

生活相談員 1名以上（常勤換算に準ずる）

看護職員 2名以上（機能訓練指導員兼務1名）（常勤換算に準ずる）

介護職員 20名以上（常勤換算に準ずる）

計画作成担当者 1名以上（常勤換算に準ずる）

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行う。

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証（利用者負担の割合）の額とする。

① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

② 日常生活動作の機能訓練（随時）

③ 療養上の世話

④ 健康チェック（随時）

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、お小遣い管理規程にて利用者又はその家族に対して入居時に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 職員は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員は、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに看護職員、又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に年2回、避難・救出等訓練を行う。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第10条 事業所は、事業者内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じるものとする。

- ① 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- ② 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に開催する。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

第11条 職員は入居者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行わざるを得ない場合は次の手続きに従い行い身体拘束解除に取り組まなければならない。

- ① 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束廃止委員会（構成委員は管理責任者、相談員、看護師、介護主任、介護副主任）による判断を経て入居者及び身元引受人に説明した上で理解を得るよう努め検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- ② 夜間、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、管理責任者へ連絡し①切迫性②非代替性③一時性の三つの要件満たす事を確認の上、一時性の判断を基に管理責任者の許可を得る。また、翌日、身体拘束廃止委員会にて再検討する。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(高齢者虐待防止に向けての取り組み)

第12条 職員は高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活が送れること

ができるよう支援しなければならない。また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに市へ報告し防止策を講じる。

- ① 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
- ② 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ③ 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ④ 権利意識の啓発、認知症に対する正しい理解や介護知識の周知へ虐待防止の研修を定期的に年2回以上実施する。
- ⑤ ご入居者様、ご家族様からの苦情処理体制へご意見箱の設置他、苦情に対する連絡窓口と連絡先を掲示し早期問題解決に向け取り組む。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、業務及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人八王子心成会理事長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。